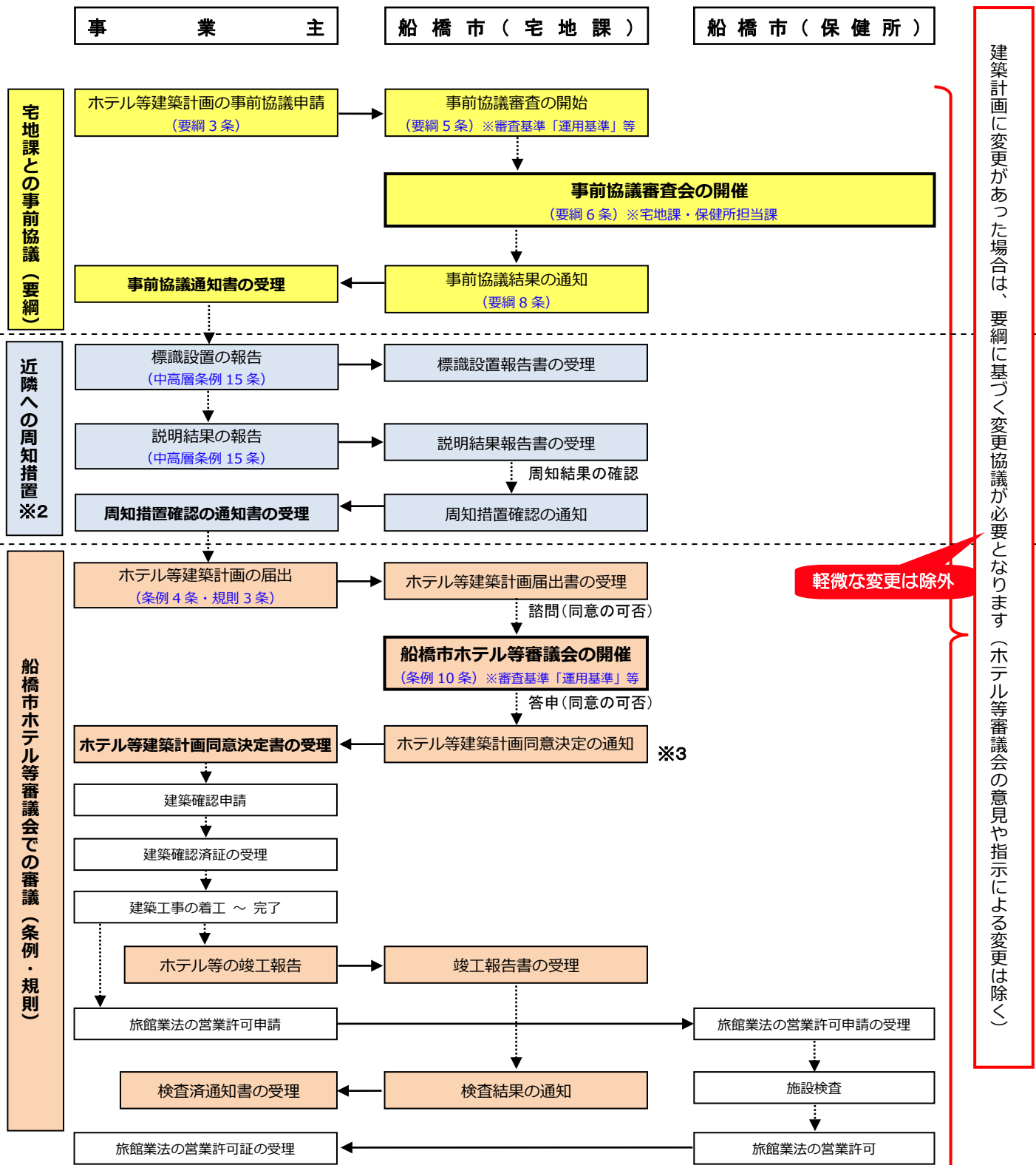


<「ホテル等」建築計画に係る手続きフロー図> ※1



<留意事項>

- ※1. ホテル等の建築計画にあたり、条例その他関係法令（都市計画法、千葉県福祉のまちづくり条例、消防法等）の手続きをしてください。
- ※2. 近隣への周知措置が必要となるのは、船橋市環境共生まちづくり条例に定める中高層建築物（高さが10mを超えるもの、又は地上階数が3以上の建築物）です。
- ※3. 船橋市ホテル等審議会からの答申内容により、「ホテル等建築計画同意決定書」又は「船橋市ラブホテル該当通知書」が交付されます。

<凡例>

- ・「要綱」 → 船橋市ホテル等建築計画に係る事前協議要綱
- ・「運用基準」 → 船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第2条の運用基準
- ・「中高層条例」 → 船橋市環境共生まちづくり条例
- ・「条例」 → 船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例
- ・「規則」 → 船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則